

(別表1)

事業継続力強化支援計画

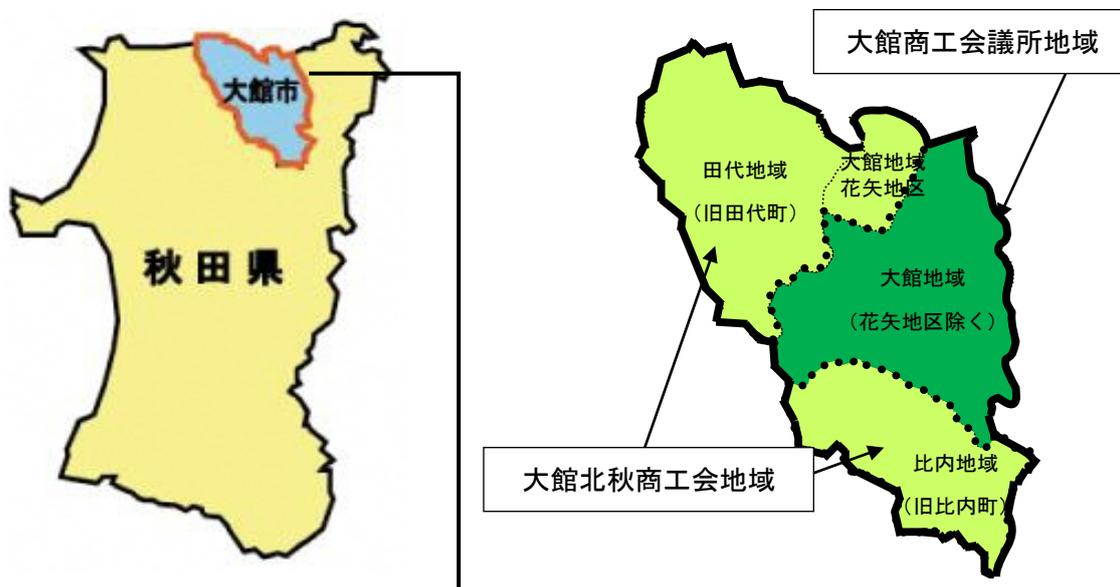
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

① 地域の概要・立地

当市は秋田県の北東部にあり、出羽山地を縫って流れる米代川中流域の大館盆地に位置する。東側は鹿角市と小坂町、西側は北秋田市と藤里町、南側は北秋田市、北側は青森県と接し、秋田市まで約 100 k m、青森県青森市までは約 100 k m、岩手県盛岡市までは約 110 k m と北東北のほぼ中心にあり、秋田、青森、岩手の北東北 3 県の要衝の地である。昭和 4 2 年には花矢町を、そして平成 1 7 年 (2005 年) には比内町、田代町を編入し、現在の市域となった。



② 大館商工会議所・大館北秋商工会の区分

大館市は平成 1 7 年に旧大館市、旧田代町、旧比内町の 1 市 2 町により合併。旧大館市には従前より商工会議所、商工会の 2 つの商工団体が存在していた。合併による区域の変遷により、大館商工会議所は大館市花矢地区を除く「旧大館市」地区を、大館北秋商工会は旧比内町、旧田代町、大館市花矢地区を管轄している。大館北秋商工会の管轄区域が「飛び地」であるのは、従前、旧比内町、旧田代町、大館市花矢地区それぞれに商工会があったが、平成 1 7 年の市町村合併に合わせて、組織を大館北秋商工会として合併したためである。

③ 想定される地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市は、盆地内部に多くの小河川が流れ、盆地床に広く平地を形成しており、洪水に対して特に警戒が必要である。ハザードマップにおいて想定される大雨の頻度・雨量と主な河川における最大の浸水想定区域は、令和元年12月1日時点では以下のとおりである。

■想定される大雨の頻度と雨量 (出典：米代川・長木川・下内川洪水ハザードマップ)

河川名	想定した24時間雨量	想定した大雨の頻度
米代川	191.5mm	100年に1回程度
米代川(扇田橋より上流)	174.0mm	50年に1回程度
長木川	218.0mm	70年に1回程度
下内川	207.0mm	50年に1回程度

■浸水したときに想定される水深 (出典：米代川・長木川・下内川洪水ハザードマップ)

河川名	該当する地域	浸水時の想定最大水深
長木川	大館地域中央部、大館市東部	2.0m以上5.0m未満
下内川	大館北地域	2.0m未満
米代川	大館地域東部、大館西地域、比内地域	2.0m以上5.0m未満
岩瀬川・早口川	田代地域	2.0m以上5.0m未満

浸水被害が発生した場合、事業所被害の拡大が懸念される集積地域は、長木川沿いでは有浦、御成町、中道、清水町、水門町、館下、片山地区である。

また比内地域では扇田の押切、上中島、中島本道端、田代地域では岩瀬でいずれも商業を中心とした一定の集積があり、各種小売店、理美容店、飲食店、自動車整備、ガソリンスタンドなど幅広い業種が分布している。

なお、各事業所所在地をハザードマップ上で検証した結果、冠水・浸水被害の想定区域に立地する会員事業所は410社で、会員全体の20.3%に当たる。この比率のもとに、管内小規模事業者2,461社のうち、冠水・浸水被害の想定区域に立地する小規模事業者は約500社と推定される。

被害が想定されている会員事業者数は次のとおりである。

■ハザードマップによる洪水被害が想定されている事業所数と割合

区分		大館地域		比内地域		田代地域		花矢地域		合計	
被害想定なし		1,311	81.2%	128	65.0%	129	89.0%	42	66.7%	1,610	79.7%
被害想定あり		304	18.8%	69	35.0%	16	11.0%	21	33.3%	410	20.3%
冠水	H25.8農地冠水箇所	14	0.9%	12	6.1%	7	4.8%	15	23.8%	48	2.4%
	H25.8宅地冠水箇所	34	2.1%	38	19.3%	2	1.4%	6	9.5%	80	4.0%
	小計	48	3.0%	50	25.4%	9	6.2%	21	33.3%	128	6.3%
浸水	0.5m未満	158	9.8%	14	7.1%	0	0.0%	0	0.0%	172	8.5%
	0.5~1m	57	3.5%	1	0.5%	1	0.7%	0	0.0%	59	2.9%
	1~2m	9	0.6%	3	1.5%	4	2.8%	0	0.0%	16	0.8%
	2~5m	29	1.8%	1	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	30	1.5%
	5m超	3	0.2%	0	0.0%	2	1.4%	0	0.0%	5	0.2%
	小計	256	15.9%	19	9.6%	7	4.8%	0	0.0%	282	14.0%
合計		1,615	100%	197	100%	145	100%	63	100%	2,020	100%

(土砂・雪崩災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、山間部では、土石流、地すべり、崖崩れ等の土砂災害や雪崩災害が発生する恐れがあるエリアがある。

土砂災害想定エリアは、長木地区の一部、矢立地区の白沢、長走、比内地域では大葛地区、田代地域では早口、山田地区にそれぞれ点在しており、特定の集積はないものの、事業用の建物面積が比較的大きい建設業者、林業者、農産物加工業者などが分布している。

雪崩災害想定エリアは、土砂災害想定エリアとほぼ重なっている。

なお、各事業所所在地をハザードマップ上で検証した結果、土砂災害想定区域に立地する会員事業所は73社で、会員全体の3.7%に当たる。また雪崩災害想定区域に立地する会員事業所は64社で、会員全体の3.2%に当たる。この比率のもとに、管内小規模事業者2,461社のうち、土砂災害想定区域に立地する小規模事業者は約90社、雪崩災害想定区域に立地する小規模事業者は約80社と推定される。

被害が想定されている会員事業者数は次のとおりである。

■ハザードマップによる被害が想定されている事業所数と割合

○土砂災害

区分	大館地域		比内地域		田代地域		花矢地域		合計	
被害想定なし	1,551	96.0%	193	98.0%	142	97.9%	60	95.2%	1,946	96.3%
被害想定あり	64	4.0%	4	2.0%	3	2.1%	3	4.8%	74	3.7%
土石流危険渓流	12	6.1%	4	2.0%	2	1.4%	3	4.8%	21	1.0%
地すべり危険箇所	29	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	29	1.4%
崖崩れ危険箇所	23	1.4%	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%	24	1.2%
合計	1,615	100%	197	100%	145	100%	63	100%	2,020	100%

○雪崩災害

区分	大館地域		比内地域		田代地域		花矢地域		合計	
被害想定なし	1,571	97.3%	186	94.4%	139	95.9%	60	95.2%	1,956	96.8%
被害想定あり	44	2.7%	11	5.6%	6	4.1%	3	4.8%	64	3.2%
合計	1,615	100%	197	100%	145	100%	63	100%	2,020	100%

(地震：大館市地域防災計画、J-SHIS)

大館市地域防災計画では、当市において想定する地震は、秋田県地震被害想定調査で検討されている想定地震の中で、最大震度が6弱以上を示す2つのパターンを抜粋して設定している。これは、県が国の地震調査研究推進本部が評価した過去に発生した地震を基にした設定に加え、東日本大震災がこれまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、「想定外をつくらない」という基本的な考えのもと、連動地震も考慮したものである。

地震発生確率は、地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、市内の大部分が0.1～3%となっている。しかし市内のごく一部には6～26%という地点も存在する。

想定される地震に対する被害想定は以下のとおりである。

■地震による被害想定

大館市地域防災計画では、当市の被害想定を秋田県地震被害想定調査から抜粋し、発災の季節や時刻ごとに掲載しているが、ここでは、発災の季節や時間に関わらず最小被害から最大被害までを単純に抜き出したものを次のとおり掲載する。

大館市の想定するリスク	被害想定
○花輪東断層帯地震（マグニチュード7） 予想される当市の 最大震度6弱	全壊棟数 57～ 145 棟 半壊棟数 116～1,601 棟 炎上出火件数 0～36 カ所 消失棟数 0～36 棟 死者数 0～ 2 人 負傷者数 0～225 人
または	
○海拔A+B+C連動地震（マグニチュード8.7） 予想される当市の 最大震度6弱	断水人口 1,209～12,317 人 LP ガス供給支障人口 25～842 人 停電世帯 855～2,357 世帯 固定電話不通 10～68 回線 携帯電話不通 ほぼ平常 避難者数 1日後最大 4,497 人 " 4日後 " 5,340 人 " 1月後 " 1,709 人

（2）商工業者の状況（経済センサス：平成28年度）

- ・商工業者数 3,412 人
- ・小規模事業者数 2,461 人

	商工業者 等数	小規模 事業者数	事業所の立地状況等
製 造 業	245	185	市内各地に点在しているが、釈迦内産業団地を除く工業団地等の集積地については浸水想定地域外である
建 設 業	344	333	市内各地に点在、ごく一部が河川沿い・山間に立地、浸水想定区、崖崩・雪崩の危険箇所に立地している
卸・小売業	931	624	市内に広く分布、商店街のうち御成町四丁目などが冠水・浸水想定区域に立地している
サービ業	1,543	1,081	市内に広く分布、商業集積地の一部が浸水想定区域に立地している
そ の 他	349	259	市内各地に点在している
合 計	3,412	2,461	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

① 地域防災計画と国土強靱化地域計画の策定

昭和36年に施行された災害対策基本法第42条の規定に基づき、昭和45年に「大館市地域防災計画」を策定している。その後9回にわたり修正を重ね、現在、平成27年2月の第9次修正版を運用している。市内地域における大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について、国、県等の防災関係機関及び市民、企業等の自助・共助に基づく防災活動を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。加えて、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、様々な対策を組み合わせることで災害に備えている。

一方、平成25年12月に国土強靱化基本法が施行され、同法第13条に定める地域計画として、平成31年3月に「大館市国土強靱化地域計画」を策定している。災害の規模・態様にかかわらず、あらゆる災害等を想定しながら、「起きてはならない最悪の事態」をもたらす恐れがある「脆弱性」を減らすため、事前に取り組むべき施策を進めるために策定している。

「地域防災計画」では災害ごとの実施すべき事項を定めているが、「国土強靱化地域計画」はリスクごとの対応をまとめるものではなく、どんな災害が発生しようとも、強靱な行政機能や地域社会を「事前」に作り上げ、かつ平時から持続的に展開していこうとする指針である。

② 第2次新大館市総合計画による防災・減災に関する各施策の推進

大規模自然災害への備えに関しては、安全・安心な環境づくりを柱の一つとして、令和2年度からスタートする「第2次新大館市総合計画」や「第2期大館市総合戦略」において、大館市国土強靱化地域計画に基づく防災・減災に関する各施策を強化するところである。

中でも、災害により経済活動の停滞を回避するため、企業等に対するBCP策定を支援することとしている。

③ 総合防災訓練の実施

東日本大震災を契機に、平成23年から住民参加型の総合防災訓練を実施している。大雨による洪水と土砂災害、直下型地震を想定した火災、水害、土砂災害、停電、断水などの複合型の災害を想定し、避難広報訓練、市民避難訓練、避難所開設運営訓練、応急救護所開設運営訓練、ドローン等での情報収集訓練などを行っている。市、消防、警察署、自衛隊、東北電力、NTT 東日本、町内会などが参加。令和元年には市と消防協定を結ぶ青森県弘前地区消防事務組合も参加した。

④ 防災に関する情報提供

ハザードマップをはじめとした各防災情報については、広報のほか、市のホームページにおいてポータルサイト「防災インデックス」を設けワンストップでの情報提供に取り組んでいる。提供しているコンテンツは次のとおりである。

○避難所

* 災害時避難所 * 避難勧告等に関するガイドライン * 災害に備えて／非常持出品

○知識・情報

* 地震 * 台風 * 風水害 * 防災協定

○消防・救急

* 毎月10日は「防火の日」 * 災害危険区域からの住宅移転
* プロパンガスを安全に使用するには * がけ地接近危険区域からの住宅移転
* 灯油の貯蔵・取り扱い * 緊急電話のかけ方 * 土砂災害危険箇所
* 救急告示病院 * 救急車が来るまでに家庭でできる応急手当

○計画・資料

- * 地域防災計画 * 国土強靱化地域計画 * 水防計画 * 国民保護計画
- * 洪水ハザードマップ * 防災マップ * 地震防災マップ

○リンク

【秋田県関連】

- * 秋田県防災情報（県による地震・気象情報）
- * 土砂災害危険箇所マップ（県による土砂災害危険箇所情報）

【国関連】

- * 気象庁ホームページ（気象庁による警報等の各種気象情報）
- * リアルタイム川の防災情報（国土交通省による水防情報）
- * 国土交通省能代国道事務所ホームページ（国土交通省による川の映像や水位・雨量情報）

⑤ 防災備蓄品

大館市地域防災計画に基づき災害時用備蓄品を定めており、県と市の共同備蓄品目として主食、主食（要配慮者用・お粥等）、飲料水、粉ミルク、ほ乳瓶、毛布、石油ストーブ、トイレ、トイレットペーパー、紙おむつ（大人用／子ども用）、生理用品、自家発電機、投光器、コードリール、燃料タンク、タオル、医薬品セット、給水袋について、それぞれ計画数を定め備蓄している。

また、市独自の備蓄品として、副食、ろうそく、LEDライト、電池、敷きマット、ブルーシート、携帯ラジオ、非常用電話を備えている。

2) 大館商工会議所の取組

① 事業者BCPに関する国の施策の周知

小規模事業者の災害発生時への備えの必要性を認識・理解していただくため、国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」の小冊子や新たに防災・減災に取り組む管内小規模事業者への専門家派遣（ハンズオン支援）について諸会議等を通じて、当所役員・議員を中心に防災知識の普及啓発・周知を行ってきた。

また、巡回訪問時に小規模事業者に対して、関係資料の配布・周知も行ってきたのをはじめ、年間1万を超えるアクセスがあるなど、効果的な広告媒体である当所ホームページにおいて、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行ってきた。

② 事業者BCP策定セミナーの開催

これまで、当所主催での小規模事業者向けのBCP策定セミナーを実施したことはなく、関係機関や損害保険会社等が主催する危機管理やBCP策定の必要性に関するセミナーに関して、管内の小規模事業者への周知や実施協力を行っている。

③ 損害保険への加入促進

日本商工会議所では、(1)中小企業PL保険制度、(2)全国商工会議所PL団体保険制度、(3)全国商工会議所中小企業海外PL保険制度、(4)情報漏えい賠償責任保険制度、(5)業務災害補償プラン、(6)休業補償プランについて各損害保険会社と業務提携し、制度運営・普及の促進と合わせ、小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクヘッジ対策として、秋田県火災共済(協)及び秋田県商工共済(協)等と連携した普及・加入促進を行っている。

④ 防災備蓄品

高架水槽(飲料水)、携帯ラジオ、懐中電灯、ブルーシート、予備乾電池、簡易テント、拡声器、笛、軍手、車載スマホ充電器、反射式ストーブ、ごぎ、石油、コンロ、工具類、タオル、ライター、ゴミ袋などをそれぞれ備蓄している。

⑤ 防災訓練への参加

当所が所有している「大館商工会館」は、平成8年頃まではテナント入居者の中には飲食店もいたことから、商工会館全体での避難訓練も定期的を実施していた。しかしながら、飲食店の退去やテナント入居者の減少に伴い、近年は、消防設備等の各種点検報告に留まっている。今後は、商工会館の消防計画に沿って、テナント入居者合同による防災教育の実施や避難誘導を含めた、総合訓練を定期的を実施する。

3) 大館北秋商工会の取組

① 事業者BCPに関する国の施策等の周知

これまで国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」や「BCPの専門家派遣（ミラサポ無料派遣）」「事業継続力強化計画認定制度」等の小冊子・リーフレット等が発行される都度、巡回訪問等により小規模事業者に対する配布・周知を行ったのはじめ、当会ホームページにおいて、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行ってきた。

また、本・支所の事務所に、ポスターサイズに大きく印刷した「大館市ハザードマップ」を掲示し、来会事業者等に広く啓発を行っている。

② 事業者BCP策定セミナーの開催

過去には小規模事業者向けのBCP策定セミナーを実施した実績があるが、ここ5年間は主催したセミナーがなく、関係機関や損保会社等が主催する危機管理やBCP策定の必要性に関するセミナーに関して管内小規模事業者への周知や実施協力を行っている。

③ 損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任など6つのリスクに備える16種の損害保険等について「リスク管理チェックシート」を用いて提案し、全国商工会連合会、秋田県商工会連合会、秋田県火災共済(協)及び秋田県商工共済(協)等と連携した普及・加入促進を行っている。

④ 防災備蓄品

ろうそく、LEDライト、ブルーシート、携帯ラジオ、予備乾電池、USBモバイルバッテリー、車載スマホ充電器、反射式ストーブ、石油、木炭、コンロ、工具類、ゴミ袋などをそれぞれ備蓄している。

⑤ 防災訓練への参加

当会では、入居する道の駅・プルミエ比内において避難訓練があったときには参加し、来館者の避難誘導等に協力してきた。支所では避難場所・経路の確認以外の訓練は行っていない。

II 課 題

当市における小規模事業者の防災・免災対策への支援における課題は次のとおりである。

① 事業者BCPの策定が進んでいない

管内事業所のうち、既にBCPを策定している事業者は、業種では、製造業者、建設業者、運輸業者、フランチャイズに加盟するコンビニエンスストアなどであり、どの業種・業態においても、その事業者はごく一部に限られている。規模別では、小規模事業者のほとんどは策定していない現状にある。

したがって、事業所BCPの策定に関する市全体の取組状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業所独自の策定の動きやこれらを支援する商工団体の取組も本格化していないのが実態である。また、普及・啓発活動についても、市、商工団体のそれぞれが取組んでおり、連携による取組強化への必要性が高まっている。

② 策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業所BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

③ 小規模事業者向けの策定ツールの不足

国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見が事業者・支援者双方からあり、簡易版のフォームをはじめとした小規模事業者向けのBCP策定ツールが必要である。

④ 応急対策に関する市と商工団体の連携体制が整っていない

現状では、それぞれの業務継続計画に従って、事前対策や応急対策を行うことになっているが、3者の連携・協力体制が具体化されていない。

III 目 標

大館市国土強靱化地域計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策について、市、商工会議所、商工会が一つになって取組むこととし、特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための次の取組を行う。

① 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

② 被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当市、当所、当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

③ 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

大館商工会議所並びに大館北秋商工会と大館市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

当市の地域防災計画及び国土強靱化地域計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

管内小規模事業者に対するBCP計画の必要性について普及・啓発を目的として、当所・当会毎に、年度事業計画に次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

① 広報等による啓発活動

当市のハザードマップをそれぞれの事務所内に掲示するほか、会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。

② ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回にて管内小規模事業者を訪問時し、ハザードマップ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、いざという時の備えなど防災への意識を高める。

また、国・県・関係機関が運営する「防災ポータルサイト」等を本所・本会のホームページにリンクさせるほか、各事業者に対してQRコード等を周知し、スマートフォン等での共有・活用普及を図る。

③ リスクチェックシートによる簡易診断の実施とリスク軽減のための提案の実施

事業所BCPを検討する際、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う所得や損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたるため、これらのリスクへの対策をあらゆる角度から検証することが求められる。そこでリスク管理状況を確認できるリスクチェックシートを用いた簡易診断を実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を説明・提案し、BCP策定セミナーの開催に合わせ保険相談等を実施する。

■商工会議所・商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

財産のリスク	○火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償 ○自動車運行に伴う事故の賠償補償
休業のリスク	○事業主・従業員の休業所得補償、○災害に伴う営業損失補償
経営のリスク	○取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え、 ○事業主、家族、従業員のけが、病気、がん等への備え、 ○廃業・退職後の生活資金積立、○従業員の退職金積立
自動車のリスク	○自動車運行に伴う事故の賠償補償
賠償責任のリスク	○製造者責任(PL)・情報漏えい等の関する賠償保障
労災事故のリスク	○業務災害、ハラスメント等の管理者賠償責任補償

④ 事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。

策定支援にあたっては、特にハザードマップで被害が想定されている事業所（冠水・浸水 500社、崖崩 90社、雪崩 80社）を優先として、次のような普及啓発セミナー等を行う。

○BCP策定支援研修（職員）

職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向けBCPの作成などのスキルを習得する。

○BCP策定セミナー（小規模事業者）

自社のリスク診断のほか、専門家講師により、独自のマニュアル等を用いたワークショップなど演習型のBCP策定のセミナーを実施する。

○個別支援（小規模事業者）

セミナー参加者に対するセミナー終了後のBCP策定のアドバイス補足支援やセミナー参加者以外でもBCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行うとともに、リスク診断の結果を踏まえたリスクを軽減するための対策を提案する。

2) 商工会議所・商工会自身の事業継続計画の作成

（大館商工会議所）

平成26年8月に事業継続計画（災害時対応マニュアル）を作成、直近では、令和元年12月に更新を行った。（別添）

今後2年サイクルで計画更新を行う。

（大館北秋商工会）

令和元年12月に商工会業務継続計画を作成した。（別添）

今後2年サイクルで計画更新を行う。

3) 関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめBCP策定セミナーや個別支援について、連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。

また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

4) 事業者BCP策定のフォローアップ

管内小規模事業者のBCP策定の取組状況を把握、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。

また（仮称）大館市事業継続力強化支援協議会（構成員：当市、当所、当会）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 訓練の実施

当所・当会は市総合防災訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせ、当市との連絡ルートの確認等を行う。

＜ 2. 発災後の対策 ＞

災害発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

① 応急対策の定義

応急対策とは、各団体がそれぞれのBCPで定める「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で3者が連携して行う応急対策は次の業務とする。

■ 3者間で連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- | |
|----------------------|
| 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 |
| 2) 被害調査・経営課題の把握業務 |
| 3) 復興支援策を活用するための支援業務 |

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力等の確保が前提となり、当所と当会的一方もしくは両方がこれらを確保できない状況に陥ることも想定し、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを3者間で整備する。

② 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

当市、当所、当会3者それぞれのBCPに従い安否確認を行う。

安否確認の際、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3)出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

■ 各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
大館市商工課	○職員：発災後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話）にて確認
大館商工会議所	○職員：発災後1時間以内にLINEグループ機能にて確認 ○三役：3時間以内に携帯電話・Eメールにて確認 ○議員：1日以内に電話にて確認 ○会員：2日以内に地区毎の会員安否を確認
大館北秋商工会	○職員：発災後1時間以内にLINEグループ機能にて確認 ○三役：3時間以内に携帯電話・Eメールにて確認 ○役員：1日以内に携帯電話にて確認 ○会員：2日以内に役員を通じ地区毎の会員安否を確認

③ 安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後2時間以内には、3者間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有することとし、連絡窓口については次のとおり、連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。また、県へ報告は、当市から当所・当会分も含めて行う。

■ 安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口		報告する団体等
	第1順位	第2順位	
大館市商工課	課長	課長補佐	秋田県産業政策課
大館商工会議所	事務局長	中小企業相談所長	大館市商工課
大館北秋商工会	事務局長	副事務局長	大館市商工課

2) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて3者で実施する応急対策の方針を決定する。

方針決定は、3者間で協議し、(仮称)大館市事業継続力強化支援協議会長(市商工課長)が決定することとし、想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

○被害規模の目安と想定する応急対策の内容(判断基準)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	○地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ○地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	○地区内の1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ○地区内0.1%程度の事業所で、床上浸水、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

○被害情報等の共有間隔

期間	情報共有する間隔
被災後～1週間以内	1日に4回(9時、11時、14時、16時)共有する
2週間以内	1日に2回(9時、14時)共有する
1月以内	1日に1回(9時)共有する
1カ月超	2日に1回共有する

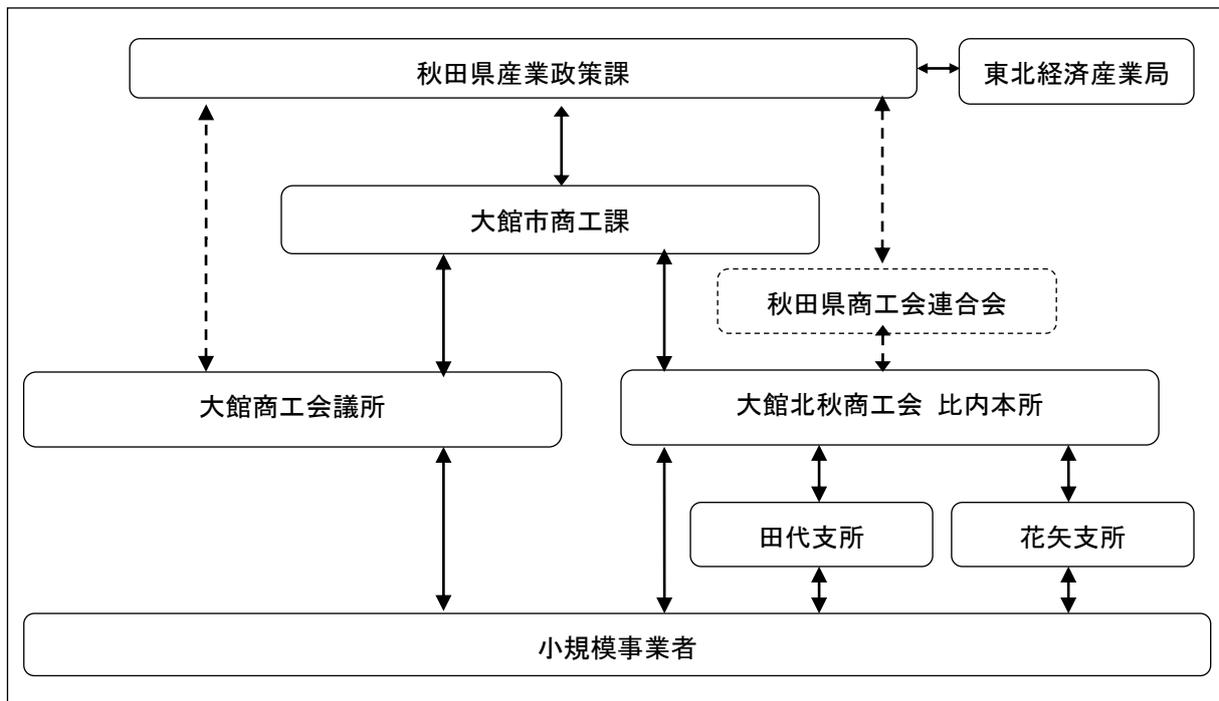
<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

発災時に管内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ確認しておく。

1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は次のとおりである。

■指揮命令・連絡体制図



2) 二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことの決定

二次被害を防止するため、被災地域で活動を行うことについては、大館市事業継続力強化支援協議会長（市商工課長）が大館市災害対策本部の指示に従いながら、活動方針を決定し、当所・当会に指示等を行う。

3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

① 被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シート、集計・報告シートを別途定め、3者で共通で用いるものとする。

② 被害額の算定の対象

市防災地域計画に基づき、当所・当会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家の被害」と「商工被害」の2つとする。

○非住家被害

事業用の建物をいう。具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとするが、市災害対策本部への被害報告に限っては、定めにより全壊または半壊の場合のみとする。

○商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

③ 被害額の算定基準

被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業BCP運用指針第2版』に基づき、事業の復旧に必要な試算の復旧に要する費用（直接被害）を見積もることとし、具体的には次のとおりとする。

■算定すべき被害額と算定基準（直接被害）

分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準	市災害対策本部報告の該当
非住家被害	全壊	基本的機能を喪失したもの。延べ床面積の70%以上の損壊等	事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格を求める	○
	半壊	基本的機能の一部を喪失したもの。補修が可能なもの	事業の復旧に必要な修繕費を求める。事業の復旧に直接関係しない経費は除く	○
	一部破損	全壊・半壊に至らない破損窓ガラス破損程度は除く		
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に使用不可の浸水		
	床下浸水	床上に至らない程度に浸水したもの		
商工被害	商品・製品 仕掛品 原材料	喪失したもの、廃棄せざるを得ないもの	仕入原価・製造原価を求める	○
	構築物 車両・運搬具 工具 器具・備品 機械・装置	修繕又は再調達せざるを得ないもの	事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格または修繕費を求める。	○

※ 被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積もりが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格等にて把握しても差し支えないものとする。その場合の記入方法として、業者の見積りの場合：（見）、取得価格の場合：（取）、概算の場合：（概）と表記して区分することとする。なお、構築物は建物と一体となった建物附属設備（電気、給排水、衛生、空調等の各設備）は非住家被害とし、塀門扉、橋梁、舗装設備（建物と分離された看板塔等を含む）は商工被害とするが、いずれも事業の復旧に必要な資産のみを対象とする。

4) 共有した情報の県等への報告方法

当所・当会・当市の3者間で共有した情報については、県の指定する方法により当市から県へ報告するものとする。また当会は県連合会へも報告することとする。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

① 相談窓口の開設

当所・当会は、市と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。
また、国・県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。

② 管内小規模事業者の被害状況の確認について

発災後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

■ 時間経過とともに必要となる被害調査等

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員・議員を対象にLINE、Eメール、携帯電話
		大まかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員・議員や被災区域の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査 (非住家被害・商工被害)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
		間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等)	
3	発災3日後～ ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

③ 被災事業者施策の周知について

応急時に有効な被災事業者施策(国・県・市等の施策)について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

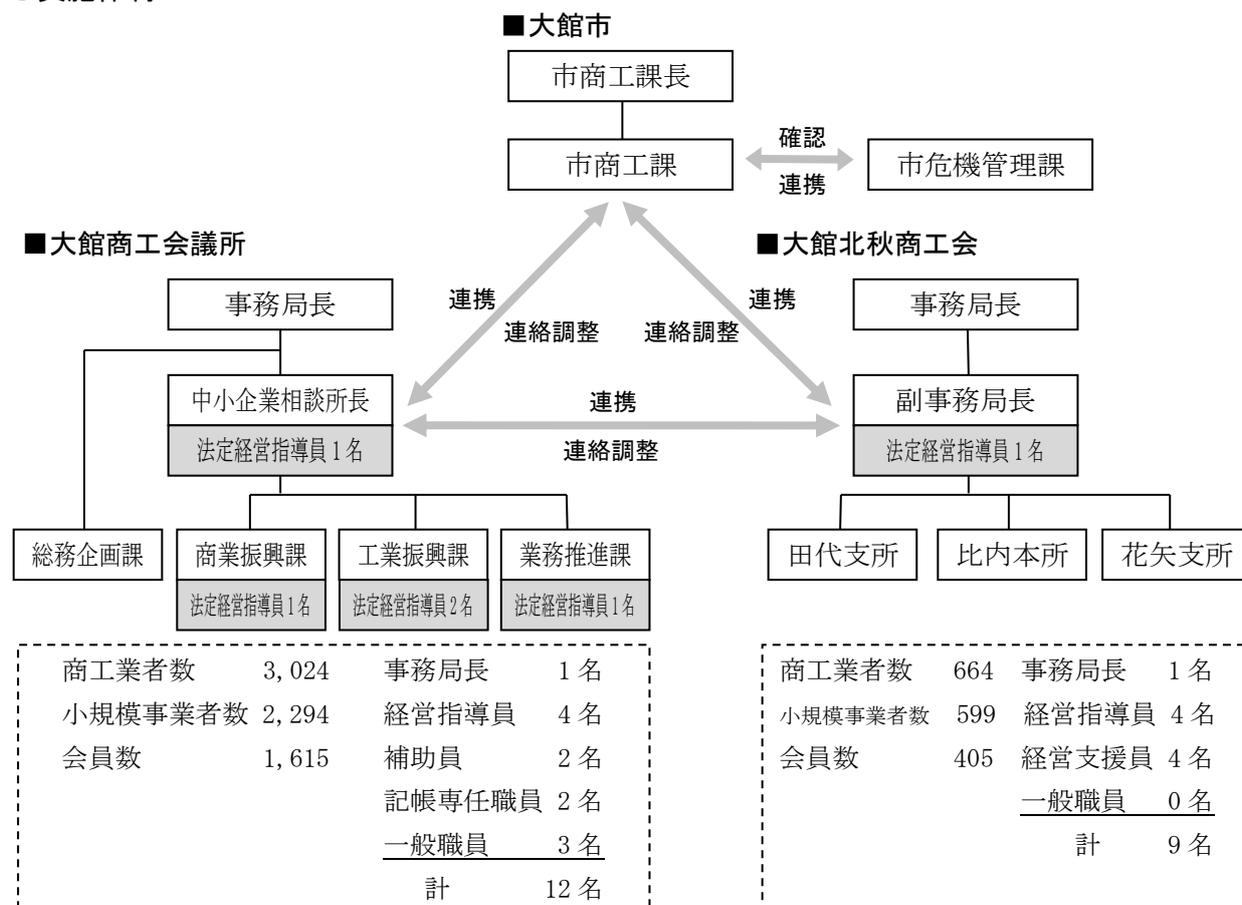
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)

○実施体制



○3者が共同で事業を実施するための体制

(仮称) 大館市事業継続力強化支援協議会 (事業の企画立案・評価・見直し機関)	
【構成員】	○ 大館市： 市商工課長 ○ 大館商工会議所： 法定経営指導員4名 ○ 大館北秋商工会： 法定経営指導員1名
【外部有識者】	※必要に応じて招へいする ○ 専門家、連携する損保会社等

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

(大館商工会議所)

■氏名 [REDACTED]

■連絡先 TEL 0186-43-3111

(大館北秋商工会)

■氏名 [REDACTED]

■連絡先 TEL 0186-55-0406

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

商工会議所、商工会の各法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組や実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業所BCPの策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに進捗状況を共有する。

また、他の職員に対し、指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する。

年1回、(仮称)大館市事業継続力強化支援協議会を開催し、状況確認や改善点等を協議する。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会／商工会議所

(大館商工会議所)

中小企業相談所

〒017-0044 秋田県大館市御成町二丁目8-14

TEL 0186-43-3111 FAX 0186-49-0556

info@odatecci.or.jp

(大館北秋商工会)

比内本所

〒018-5701 秋田県大館市比内町扇田字新大堤下93-11

TEL 0186-55-0406 FAX 0186-55-0755

oodatehokusyu@skr-akita.or.jp

② 関係市町村

大館市

産業部 商工課

〒017-0897 秋田県大館市字三ノ丸13-19

TEL 0186-43-7071 FAX 0186-49-3133

syoko@city.odate.lg.jp

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	1,300	1,300	1,750	1,750	1,750
1. BCP策定支援研修開催費 ・講師謝金・旅費 ・会場借料	130	130	130	130	130
2. BCP策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費 ・会場借料・広告料	328	328	492	492	492
3. 個社支援・専門家派遣費 ・専門家謝金・旅費	650	650	925	925	925
4. 普及・啓発費 ・ポスター・チラシ印刷費	112	112	112	112	112
5. 評価会議開催費 ・専門家謝金・旅費 ・会議費	80	80	91	91	91

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、特商負担金、国・県・市補助金、事業収入等

ただし、上記経費のうち、講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣機関や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等